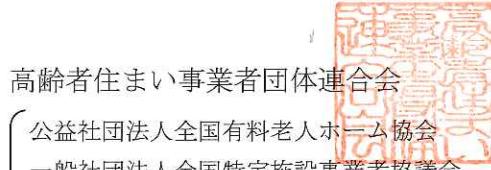


平成27年10月5日

高齢者住まい事業者 経営者 各位



代表幹事 市原 俊男

高齢者住まいにおける虐待防止等のための強化ポイントについて

80歳以上の高齢者が1,000万人を突破し、高齢者の独居、認知症、看取りも大きな社会的課題です。それらの課題解決の一助となるべく、高齢者住まいを提供する事業者であるわれわれは、質的向上を図り、社会からの信頼性を向上させて、安心して長生きできる住まいづくりに努力してまいりました。

しかしながら、今般、マスコミ報道でもご高承の通り、高齢者住まいの入居者に対する虐待行為や重大な事故が明らかになっていきます。虐待行為は、絶対に許されるものではなく、誠に残念に思います。

高齢者虐待に関しては、単に1施設、1職員が引き起こした事件として終わらせるのではなく、業界全体が真摯に再発防止に取り組むべき課題と認識しています。

高齢者支援事業は、事業者、職員ともに高い専門性と強い倫理観を持って取り組むべきであることを今一度、徹底すべきと考えます。そのためには、経営者が先頭に立って、全社一丸となって、組織マネジメントと職員管理・職員教育に十分取り組むとともに、役職員一人一人の心の中に高齢者に対する尊敬の念と倫理観を築きあげていかなければなりません。

すでに、現場にて実行されている、または改めて徹底中であるという事業者も多いことと存じますが、その一助となるべく、別紙のとおり、経営者が先頭に立って取り組むべき虐待防止等のための強化ポイントを取りまとめましたので、すべての高齢者住まい事業者（生活支援サービス等の委託先を含む。）において、改めて徹底くださいますよう、お願いいたします。

また、高齢者住まい事業者団体連合会とその構成四団体は、各事業者の取組みの徹底を支援するため、次のことを実施します。

1. 虐待防止のための職員向け研修資料等の情報提供
2. 経営者・管理者向け「虐待防止等研修」の開催（全国8会場）

高齢者住まいにおける虐待防止等のための強化ポイント

1. 高齢者住まいの各事業者において、経営者が先頭に立ち、入居者視点で人権と尊厳を守ることに最優先で取り組む。その実現のため、会社全体の組織マネジメントの改善と、職員管理・職員教育に一層力を入れる。
2. 高齢者住まいの各事業者は、重大事故や各種問題が発生した場合には、各事業所と本社が連動して速やかに事実関係や原因を究明するとともに、行政報告を行い、根本的な再発防止策に取り組む。
3. 入居者に対する虐待行為を防止するため、次のことに、不斷の努力で取り組む。
 - (1) 各事業者は、全社をあげて、職員に対し虐待防止の研修を継続的に実施し、虐待行為の発生を予防する。職員の心身の健康管理に努め、チームで業務に取り組み、職員が健全な状態で勤務できるよう管理する。
 - (2) 各事業者において、職員が高齢者の特性と心理を理解し、認知症ケアを始めとする専門性を高めるよう研さんに努めるとともに、入居者に対する深い尊敬の想いと「入居者本位」の考えを養成する。
 - (3) 虐待行為は、「不適切なケア」から連続的に考え、虐待の芽を摘む自浄作用が働く組織作りに取り組む。
 - (4) 身体拘束は、①本人への精神的苦痛、身体機能の低下等の大きな弊害や職員の士気の低下をもたらすことから禁止されていること、②緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束は原則高齢者虐待に該当することを認識し、全社的に「身体拘束ゼロ」に取り組む。
 - (5) 虐待行為が疑われるような行為などが組織内で報告される環境を醸成し、仮にそのような行為が発生した場合は、疑いの時点において全社的な対応を行い、徹底的な調査、原因究明・再発防止に取り組む。
4. 各事業者において、画一的なケアを排除し、入居者個別の深いアセスメントに基づく「ケアマネジメント」を十分理解し、展開する。特に、対応に苦慮する場合は、現場職員個人に委ねず、多職種連携によるチームケアを徹底し、さらには本社のかわり、医療機関など外部の力の活用により、組織的な対応を行う。
5. 各事業者において、役職員が入居者ご本人の想いを探る「認知症ケア」を学び、認知症を患う入居者に対する適切なケアに組織的に取り組む。
6. 各事業者は、高齢者住まいが地域包括ケアシステムの一員であることを認識するとともに、外部からの評価・点検が働くよう、積極的に地域開放・地域交流に取り組み、「開かれた高齢者住まい」を実現する。